アンコール日本人会会則　改正案原案

※現会則　　（活動）
第三条　本会は、前条の目的を達成する為、下記の活動を行うものとする。
1. 本会が、主催又は、共催、協賛となる「各種文化行事」や「各種運動競技会」の運営・実施及び支援。
2. アンコール補習授業校（以下「補習校」と言う）への協力。

※改正案　　（活動）
第三条 本会は、前条の目的を達成する為、下記の活動を行うものとする。
１．本会が、主催又は、共催、協賛となる「各種文化行事」や「各種運動競技会」の運営・実施及び支援。
２．アンコール補習授業校への協力。

※現会則　　（会員及び会員構成）
第五条　本会は、個人会員、家族会員、法人会員及び賛助会員より構成し、本会に入会を希望するものは、本会則第四条に規定する有資格者で本条及び別途定める細則第二条に規定する年会費を納めなければならない。
1. 「個人会員」は、満20歳以上で、申込人（以下、「本人」と称する）のみが本会の活動に参加並びに関与し本条第2項に該当しない自然人。但し、本会則第十二条で規定する総会での議決権1票の権利を有する。
2. 「家族会員」は、満20歳以上の本人、配偶者、及び本人の二親等以内の家族で、本会の活動に参加並びに関与し本条第1項に該当しない自然人。但し、本会則第十二条で規定する総会に於いて、本人は1票の議決権を有する。
3. 「法人会員」は、人格を有し無い法人を言い、1口に付きその組織に所属する者4名まで登録することが出来る。登録した者は「個人会員」と同等の会員資格を有する。登録した者のうち1名を細則第一条第3項に規定する代表者とする。代表者は本会則第十二条で規定する総会に於いて1口に付き4票の議決権を有する。
4. 「賛助会員」は、本会則第四条第2項に該当する自然人。但し、本会則第十二条に規定する総会での議決権は有し無い。
5. 「青年会員」は、本会則第四条第4項に該当する自然人。但し、本会則第十二条に規定する総会での議決権は有し無い。

※改正案　　（会員及び会員構成）
第五条 本会は、個人会員、家族会員、法人会員、青年会員及び賛助会員より構成し、本会に入会を希望するものは、本会則第四条に規定する有資格者で本条及び別途定める細則第二条に規定する年会費を納めなければならない。

３．「法人会員」は、人格を有し無い法人を言い、１口に付きその組織に所属する者２名まで登録することが出来る。登録した者は「個人会員」と同等の会員資格を有する。登録した者のうち１名を細則第一条第３項に規定する代表者とする。代表者は本会則第十二条で規定する総会に於いて１口に付き２票の議決権を有する。

※現会則　　（役員の名称及び業務）
第十条 原則、各役員は次の業務を担当する。
1. 会長は、本会を代表し業務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在や帰任等が生じた時は、相互の協議によりいずれか1名が代理人として業務を総理する。
3. 総務担当役員は、当会活動全体の企画・立案・実施を担当すると共に一般対外折衝を担当役員する。また、次に掲げる業務を中心に本会の事務作業全般を執り行う。
◇ 役員会及び特別行事等の会議議事録作成
◇ 会員名簿の作成、更新手続き
◇ 本会に関する会員向けの連絡事項の配信並びに受付
◇ 開催される各行事の事務的作業
4. 会計担当役員は、年度予算編成、各行事・活動に掛かる収納、支出管理並びに決算及び会計全般業務を担当する。また、本会入会希望者の受付及び年会費受領を執り行う。
5. 広報渉外担当役員は、メールでの各種情報配信、会員宛広報活動の企画・立案・実施を担当する。
6. 補習校担当役員は当会と補習校との関係を強化し、会員向け広報、告知を行い、児童、生徒の教育促進に努める。

※改正案　　（役員の名称及び業務）
第十条 原則、各役員は次の業務を担当する。
３． 総務担当役員は、当会活動全体の企画・立案・実施を担当すると共に一般対外折衝を担当役員する。また、次に掲げる業務を中心に本会の事務作業全般を執り行う。
◇ 役員会及び特別行事等の会議議事録作成
◇ 会員名簿の作成、更新手続き
◇ 開催される各行事の事務的作業
４． 会計担当役員は、年度予算編成、各行事・活動に掛かる収納、支出管理並びに決算及び会計全般業務を担当する。また、本会入会希望者の受付及び年会費受領を執り行う。
５．広報渉外担当役員は、本会に関する会員向けの連絡事項の配信並びに受付、メール等での各種情報配信、会員宛広報活動の企画・立案・実施を担当する。
第６項　全文削除

細　　則　改正案原案

※現会則　　（会員の定義、権利と義務）
第一条 本会則第六条の規定により本会会員となった会員は、本会が開催する活動や行事等に参加する権利を有すると共に、それら活動や行事の準備、手配等の支援、協力等を行う義務を負う。
1. 正会員の個人会員とは、本会則第五条1項に規定する。但し、本会則第十二条に規定する「総会」に於いて1票の議決権を有する。
2. 正会員の家族会員とは、本人と配偶者及び本人の二親等以内の家族とする。但し、本会則第十二条で規定する総会に於ける議決権は、本人のみ1票の議決権を有する。
3. 法人会員とは、人格を有し無い法人を言い、本会則第十二条に規定する総会に於いて登録された代表者が1口に付き4票の議決権を有する。法人会員の代表者は、本会と法人の連絡窓口を担当する。また、代表者は登録内容に変更の有る場合には速やかに本会に連絡する義務を負う。
4. 賛助会員及び青年会員は本会則第十二条に規定する「総会」に於いて議決権を持たない。

※改正案　　（会員の定義、権利と義務）
第一条 本会則第六条の規定により本会会員となった会員は、本会が開催する活動や行事等に参加する権利を有すると共に、それら活動や行事の準備、手配等の支援、協力等を行う義務を負う。
３． 法人会員とは、人格を有し無い法人を言い、本会則第十二条に規定する総会に於いて登録された代表者が１口に付き２票の議決権を有する。法人会員の代表者は、本会と法人の連絡窓口を担当する。また、代表者は登録内容に変更の有る場合には速やかに本会に連絡する義務を負う。

※現会則　　（会費）
第二条 本会入会希望者は、本会則第四条及び第五条の規定に従い下記会費を納入する。
1. 年会費について以下のごとく定める。
◇ 個人会員:1人　30ドル
◇ 家族会員:50ドル　（本人、配偶者及び本人の二親等以内の1家族4名まで。それ以上の入会は1人につき5ドル、入会時点で12歳未満は無料。）
◇法人会員:1口　200ドル
◇賛助会員:1人　30ドル
◇賛助家族会員:1家族　50ドル（正会員の家族会員と同等の条件とする）
◇青年会員:1人　15ドル
2. 会費は、年度末に次年度分を徴収する。年度途中で退会又は除名等で会員資格を失った場合でも、支払われた会費の払い戻しは行わない。
3. 年度の中途に入会する会員については、年度末まで6ヶ月以上の会員資格を有する場合は全額を、6ヶ月未満の場合は1／2（2分の1）の会費を徴収する。

※改正案　　（会費）
第二条 本会入会希望者は、本会則第四条及び第五条の規定に従い下記会費を納入する。
１． 年会費について以下のごとく定める。
◇法人会員：１口　１００ドル

[2016 年 3 月 26 日　アンコール日本人会　年次総会にて改正、承認　予定]